

性能評価を取得するマンションの事業主体のみなさま必見です！



ご存知ですか？ 適合証明申請をするなら

# 「フラット35登録マンション」

フラット35Sの表示ができるようになりしました。

が断然お得です！

性能評価物件で、登録マンションをご利用頂く3つのメリット

その1

登録までの費用 が「0円！」

その2

手続き が「かんたん！」

その3

検査手数料 が「やすい！」

事業者の皆様を  
ガッチリ  
サポート！

## その1 登録までの費用について

機構への登録は無料です。設計住宅性能評価書を取得後、評価書の写しを申請書と一緒に送るだけで登録できます。

## その2 手続きについて

登録マンションを利用しない場合は、住戸単位での適合証明手続きとなりますので、手続きが煩雑で管理も大変です。登録マンションをご利用頂くと、1棟単位での適合証明手続きとなりますので、手続きが1回で済み、管理も手間が掛かりません。金融機関へは適合証明書のコピーを提出して頂きます。

## その3 検査手数料について

100戸の場合は設計・現場検査の手数は7万円～20万円程度。性能評価を受けている場合約5万円程度から。検査機関により手数料は異なります。

\* 申請戸数によって、登録マンションにするより個別申請の方が、割安な場合があります。

## フラット35登録マンションとは・・・

物件検査を一棟まとめて申請し、機構にマンションの情報を登録するものです。

通常（フラット35登録マンション以外）は住戸単位での申請となります。

旧マンション購入や旧公庫融資付分譲住宅購入に替わる制度です。

機構のホームページでフラット35Sの適用有無を含め物件をご紹介します。

(<http://www.flat35.com/>)

フラット35S又はフラット35登録マンションとして広告表示ができます。

**【フラット35】**  
登録マンション

## フラット35登録マンション手続き

設計住宅性能評価書の取得

(設計検査省略)

\* 省エネルギー対策等級2以上の取得が必要です。

登録申請\*

申請先  
機構支店

適合証明申請（竣工時現場検査）

申請先  
検査機関

\*裏面の登録申請書と設計住宅性能評価書（写）を公庫に郵送する手続きとなります。



TEL 052-238-7747

FAX 052-238-7741

詳しい資料・ご説明はこちらまでご連絡ください。独立行政法人住宅金融支援機構 首都圏支店 公共業務グループ

:03-5800-9345 FAX:03-5800-9369

## 「フラット35登録マンション」申請書

独立行政法人 住宅金融支援機構

支店 あて

(売主)		
照会先	所在地	〒
	TEL・FAX ・E-mail	(TEL) (FAX) (E-mail)
	部署・担当者名	

以下の物件について、設計検査に合格(または、設計住宅性能評価書が発行され、以下のとおり機構の定める技術基準に適合していることを確認)したので、「フラット35登録マンション」の申請をいたします。 1

機構がホームページ上においてこのマンションの物件概要を、原則として竣工までの間掲載すること 上記メールアドレスにフラット35の情報を送信することについて、承諾します。また、申請内容に変更があった場合には、機構へ速やかに報告します。

マンション名			
建設場所			
総戸数	戸	階数(地上/地下)	/
販売開始(予定)時期	年 月	竣工(予定)時期	年 月
フラット35S (優良住宅取得支援制度)	1.耐震性(ア.耐震等級2以上 イ.免震) 2.省エネルギー性 3.バリアフリー性 4.耐久性+可変性 5.なし		
物件HPアドレス(リンク先)又はお問合せ電話番号			
評価書活用	1.あり 設計性能評価書より所定の等級等(2)以上であることを確認 2.あり 維持管理対策等級(共用配管)を除き設計性能評価書より所定の等級等(2)以上であることを確認しており、かつ、埋め込み配管なし 3.なし		
備考 3			

- 添付書類 ・設計住宅性能評価書を活用しない場合：設計検査申請書(写)、設計検査に関する通知書(写)  
・設計住宅性能評価書を活用する場合：設計住宅性能評価書(写)
- 温熱環境性能等級2以上、炊事室等に換気設備の設置を確認、維持管理対策等級(共用配管)等級2以上、重量床衝撃音対策等級2以上等、フラット35S対応する場合は所定の等級
- フラット35又はフラット35Sの技術基準に適合しない住戸がある場合は、その旨を備考欄に表示してください

### < 申出者確認事項 >

- フラット35の融資を受けるに際しては、住宅金融支援機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について確認しています。
  - 住宅金融支援機構の証券化支援事業(新築住宅)に係る技術的基準に適合していること。
  - 住宅の床面積、建設費、購入価額、人の居住、申込期間、フラット35Sの性能等の要件に適合していること。
- 竣工時の適合証明書をもって、当該住宅がフラット35の技術的基準に適合していることを機構が確認することを承知しています。なお、適合証明は当該住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 設計住宅性能評価書を提出する場合
  - すべての申請住戸について提出した設計住宅性能評価書と同一の等級の評価書が交付されたものであることを確認しています。
  - 機構の定める技術基準のうち設計住宅性能評価書で確認できない事項については、機構の定める技術基準に適合していることを確認しています。
  - フラット35Sの「耐震性(免震)」又は「耐久性+可変性」で登録申請する物件で、当該技術基準のうち、平成18年度以前に取得した設計住宅性能評価書において確認できない事項については、当該技術基準に適合していることを確認しています。